

報告事項エ

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について、別紙のとおり報告します。

令和4年2月9日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

## 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について

令和4年2月9日

いじめ・不登校総合対策センター

「第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、本県の不登校支援の取組を説明するとともに、いじめ問題への対応や不登校支援の取組についてグループ協議を通して意見を伺ったので概要を報告します。

### 1 第2回鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の目的

いじめ問題や不登校支援について本県の現状及び今後の取組に関する本県の考え方について、委員に意見を伺い、今後の本県の取組及び施策等の参考にする

### 2 日 時 令和4年1月31日（月） ※オンライン開催

### 3 委 員 22名（関係団体、鳥取地方法務局、学校長会、市町村教育長会、県関係課）

### 4 内 容

(1) 説明 鳥取県における不登校支援の取組について説明 【資料1～3】

(2) グループ協議

○いじめ事例に関する協議 【資料5】

・いじめ事例（資料5：よく起こりがちで長期化や深刻化しやすいケース）を提示し、必要な対応や児童生徒等への寄り添い方等、委員それぞれの立場からの意見を伺った。

○不登校支援に関する協議 【資料1～4】

・校内サポート教室や自宅学習支援事業の取組の成果等から見えてきた「不登校支援の上で大切なこと」を説明し、その考え方等をどのように広げていけばよいかについて、また、不登校特例校の効果と課題を踏まえ、鳥取県に新たにどんな支援の枠組みが必要かについて意見交換を行った。

### 5 グループ協議での主な意見

(1) いじめ事例に関する協議

【テーマ】「事例を通して、いじめによる子どもたちの苦しみが深刻にならないためには何が必要か」

【主な意見】

- ・いじめをうけた側、いじめをした側のそれぞれから、しっかり丁寧に事情を聴き取ることが大切。した側は、背景に何かしらあると考えられ、アプローチの仕方も重要。また受けた側の保護者や子どもには、継続した定期的なフォローが必要。
- ・事例をよくみると、双方ともに嫌だなと受け止めたことや思いがある。ソーシャルスキルトレーニングのように、事実はどうでそれによって相手がどう感じたかということ丁寧に通訳するようなことが必要なのだと感じる。
- ・本人が「大丈夫です」というような場合は本当に難しく、担任として抱え込んでしまう危険性がある。抱え込みを防ぐためには、学校がチームとしての対応をしていかなければならない。
- ・学校と家庭とのずれは生じやすいので、それを埋め合わせるためにはケース会議を行うことが必要。
- ・ケース会議はタイムリーに行うことが大切だが、先生方は忙しいので、フットワークの良いミニ会議をどの学校もできるような風土ができるとよい。
- ・いじめの指導をした後のスケジュール感が大切であり、この後どのような体制で見守っていくのかなどは、担任は多くの子どもの相手にしているの、後のフォローをコントロールできる者が必要。

(2) 不登校に関する協議

【テーマ】「今後の不登校支援の在り方について」

【主な意見】

- ・通級指導教室の希望者は年々増えているように思う。大きい学校には全て通級指導教室があるとよい。
- ・サポート教室や自宅学習支援は増えてきているが、足りていない。小学校にも配置してほしい。
- ・学校の教員は、つい欲が出てしまって、できるようになると「じゃあ次」となってしまうので、無理させないようにしなければいけない。本人に考える場を与えながら、しっかりと学校と本人とが繋が

って、自信を高めていく取り組みを、自立のために進めたい。

- 社会的自立という点について、学校側からするとどうしても学習に重きが置かれている。認識の違いを話し合える場があるとよいのではないかと。
- 困っているときに助けてほしいと言える力をつけていくことが、子どもも大人も必要になってきていると感じる。
- 学習保障を考えると、私たちは子どもたちの次のステップを考えるが慎重に行う必要がある。子どもたちに様々なアプローチの仕方があるが、その一つ的手段として「不登校特例校」が存在するのであれば、それは魅力的だと思う。
- 「不登校特例校」については、目的を明確にした上で、子どもや保護者が選択できるような学校であればよいと思う。

## 6 今後について

- 次年度も実施予定の悉皆による「いじめ問題に関する行政説明会」において、いただいた意見を踏まえ、いじめ問題への対応について説明をする。
- 次年度の新規事業である「全県協働学校づくり事業」において、不登校支援の在り方の参考とする。
- 県教育委員会として、不登校支援の在り方について、不登校特例校の意義や課題等も踏まえ、引き続き研究する。

## 不登校児童・生徒への支援状況と課題について

## ＜これまでの取組＞

## ○学校・市町村教育委員会の取組

教員と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のよりよい人間関係づくりを通じた安心・安全な学校づくりをはじめ、児童生徒理解に基づく支援を各学校において進めているが、学校になじめないであるとか、集団の苦手さ等から、個別に学べる環境を求める場合もあり、学校においては、相談室などの別室であったり、市町村教育委員会においては教育支援センターを設置したりして、これらの支援を行ってきている。

## ○県教育委員会の取組

問題行動や不登校等の実態把握のための全学校調査を行い、課題の把握と必要な支援について検討するとともに、適切な支援につなげられるよう各種ガイドブック等を作成して、教職員対象に研修を行ったり、スクールカウンセラー等専門職員を配置するなどして、学校や市町村教育委員会の取組を支援したりしている。また、校内サポート教室やICTを活用した自宅学習支援事業のようなモデル的な事業を行い、成果と課題を把握して、校長会等で周知している。

県教育支援センター「ハートフルスペース」を県内3か所に設置し、義務教育修了後から20歳くらいまでの引きこもりの心配がある青少年を対象に社会参加・自立に向けて支援を行っている。

## ＜課題＞

不登校の要因・背景として、小・中学校とも割合が高い、「無気力・不安」について、個別の事例に当たるなどして実態を把握し分析した結果、以下の2点が課題として挙げられる。

- 児童生徒理解に基づいた支援のさらなる充実
- 保護者の困り感に対する家庭への支援

## 〔児童生徒の状況別支援〕

児童生徒の状況	居場所・学びの場所 学びの方法	実施 主体	学びの姿や支援内容等
学校に通っている	④登校や教室での学びに苦しさを感じているがクラスで過ごしている	通常学級・特別支援学級	市町村 ・学級担任等が、学級内で座席の工夫や声掛け等による支援を行う
	⑤学校には登校できるが教室に入れない(集団にしんどさがあるなど)	相談室・保健室 校内サポート教室(県事業) ＜県内5中学校(令和3年度)＞	市町村 県 市町村 ・児童生徒が、自習や担任から与えられた課題を行う(クールダウンや休息等も含む) ・個々の生徒のペースで学校生活を送れるよう支援員が、困り感や特徴に応じた支援を行う ※学習支援、教育相談、保護者相談 ※特別非常勤講師等による体験活動 ※オンラインによる遠隔授業(R3から試行)
学校に通っていない	⑥自宅を出られるが登校できない(集団にしんどさがあるなど)	教育支援センター ＜市町村設置:県内11か所＞ フリースクール ＜民間施設:県が補助金を交付している施設は県内4か所＞	市町村 民間 ・児童生徒が、個々のペースで自習、少人数の友達と関わりながら学ぶ ※出席扱いが認められる ・施設の指導員等が、学習支援を中心に行う ※出席扱いとなる場合もある(補助金交付対象の施設の場合)
	⑦自宅を出ることができない	自宅学習支援事業(県事業) ＜小・中・高校生 30人枠(令和3年度)＞	県 ・自宅学習支援員が、オンライン学習教材を使って学習支援や心的サポートを行う(オンラインでのメッセージや家庭訪問等) ※出席扱いとなる場合もある

**〔県教育委員会の支援事業について〕****■不登校生徒等への自宅学習支援事業（R元.9月開始）**

- ・学びの機会を失っている不登校生徒等（小中学生・高校生年代）を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学びへの意欲や学力補充を行い、自己肯定感を高め社会的自立を促す。
- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心的なサポート等を行う。

**■校内サポート教室（R2年度にモデル事業として開始）**

- ・通常の学級での学習等や集団での生活が困難となった不登校（傾向）生徒の支援を行う校内における特別の教室（サポート教室）に、専属のサポート教室支援員を配置し、個々の生徒の状況に応じた学習支援・生活支援を行い、社会的自立を目指す。

**■学級力・組織力による不登校改善事業（令和3年度新規事業）**

- ・学級づくりなどに焦点を当て、教員と児童生徒との信頼関係や、児童生徒相互のよりよい人間関係を育て安心感や自己肯定感を高める取組を推進するため、管理職及び教職員を対象とした研修会を実施する。

**■学校生活適応支援員の配置**

- ・不登校の未然防止や早期発見、早期支援の取組を推進するため、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題が心配される公立小学校18校に学校生活適応支援員を配置する。

**■SCの配置**

- ・不登校や問題行動等の対応の充実を図るため全中学校区にSCを配置し、校区内の小学校も対応する。（令和2年度から、教員とSCの協働による心理教育の授業づくりの取組に着手している。）

**■SSWの人材育成**

- ・SSWを配置する市町村に助成するとともに、県立学校にSSWを配置する。
- ・SSWの新規配置や配置拡充を求める市町村のニーズに対応できるよう、活用に必要な社会福祉の知識や技能等を有する人材を育成する。

**■教職員・保護者のための不登校相談窓口の設置（R2.2月から）****■「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」の周知（R2.8月通知）**

- ・本ガイドブックの内容に基づく取組が各学校において行われるようにするため、学校訪問型研修や連絡協議会等で活用し、周知を進める。

**■「教職員のための不登校支援リーフレット」の作成**

- ・教職員が一目で分かるようにするため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」のダイジェスト版を作成するとともに、県内の学校の先進的な取組例を紹介した。

**■教職員研修用動画資料の配信（R3.4月から）**

- ・いじめ問題への対応や不登校支援、児童虐待への対応について研修用動画を作成し、校内研修等で活用できるよう配信する。

■各種研修会等の実施

- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を開催する。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同連絡会を開催し、研修を通して相談者の支援及び活動の充実や関係機関との連携を図る。

■鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催

- ・令和2年度から「鳥取県不登校親の会ネットワーク」や「フリースクール協議会」の代表者を委員に加え、不登校支援に係る関係機関等との連携を図る。

■教育相談事業

- ・電話・来所・訪問・メール等による教育相談、専門指導員による幼児及びその保護者への相談・個別支援、専門医による教育相談会を実施し、子どもや保護者等の支援を行う。

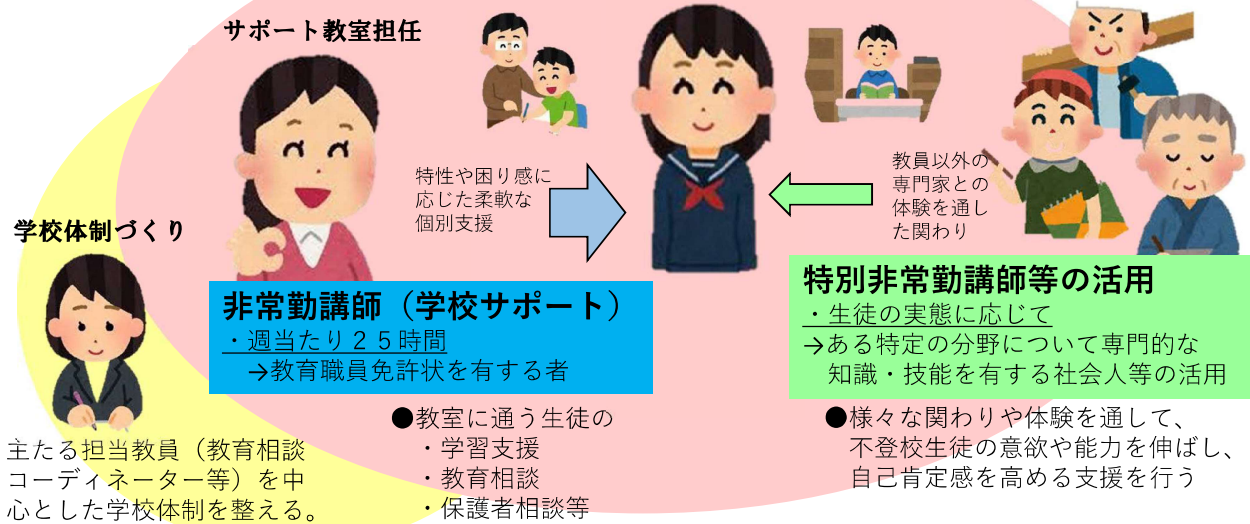
# 校内サポート教室の設置

東部・中部・西部の5中学校に配置

## <サポート教室とは>

通常の学級での学習や集団での生活が困難になった生徒に対し、教室復帰のみを目標とするのではなく、個々の生徒のペースで学校生活が送れるよう、特性や困り感等に応じたきめ細かな支援を行うために設置する学校内の教室

状況に配慮した学習の機会の確保や安心して過ごせる居場所を提供することで、生徒の自己肯定感を高め、社会的な自立に向けた支援を行う環境づくり

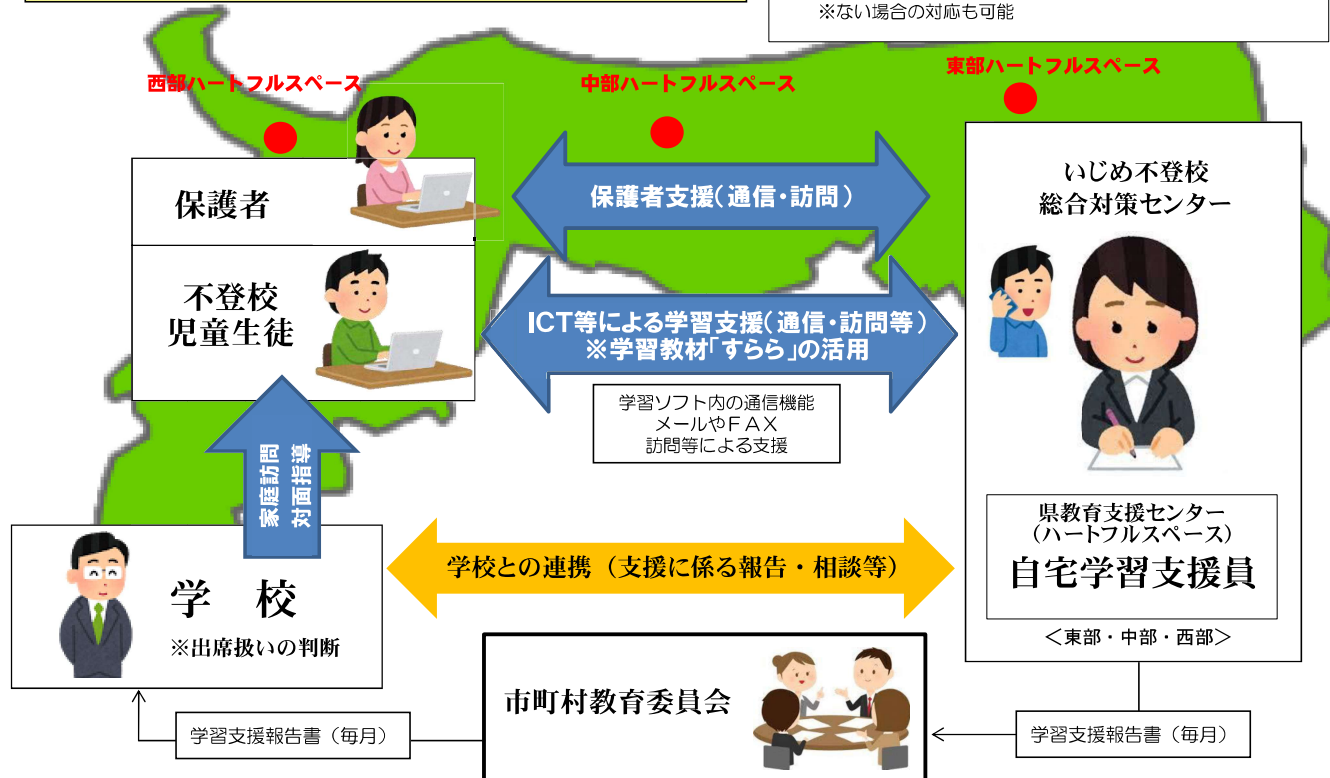


## 不登校生徒等への自宅学習支援事業

「県教育支援センターにおけるICT等による学習支援」

### <対象>

- ①鳥取県内の小・中学校の主に家庭で過ごす不登校児童生徒及び高校生年代のひきこもり（傾向）の青少年
  - ②保護者・家庭の協力が得られる児童生徒
  - ③学習意欲のある児童生徒
  - ④原則として、インターネット接続環境がある家庭
- ※ない場合の対応も可能



## 「不登校特例校」設置に係る効果と課題について

## 教育上の効果

- 基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子どもたちの不登校を改善できている。
- スモールステップに対する取組が評価されることによって、自己肯定感が高まった。
- 不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。
- 行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効である。
- 集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。
- 教科に特色を持たせたり、午後からの登校にしたりするなど、それぞれの学校に特色を持たせている。

## 運営上の課題

- 学習に向かう以前に学校に来ることができないため、まずは登校できることを目指すため、授業ではなかなか本格的な学習活動に取り組めない現状がある。
- やればやるほど、内容を充実させようとすればするほど個別の対応が必要になり人手不足の改善が難しくなる。
- 私学であるため、経済的負担が大きい。
- 本校の存在、教育ビジョン等が本校を必要とする生徒へ十分に伝えられるまでには時間が必要である。
- 年々入学してくる生徒が減少している。(eラーニング教材を活用した自宅学習支援も行っている。)
- 入学までに何段階かステップを設け、正式に入学してもらっている。(正式入学までに時間を要する。)

※「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」(令和2年1月文部科学省作成)及び不登校特例校への聞き取りによる



## 事例

女子生徒Cは女子生徒Dに「めんどくさいから、近寄らないで」と言われ泣いていた。その場にいた担任がDに注意をし、指導をした。その日の放課後、Cと担任は話をしたが、Cは「大丈夫、気にしていない」と笑顔で答えたため、それ以上話をしなかった。

Dは思ったことをすぐ口に出す生徒でトラブルが絶えない。Dの保護者へその日のうちに連絡し、指導をしたことを伝えた。

その3か月後、Cの欠席がつづき、Cの保護者から「心配で聞いてみたら、1か月くらい前から、Dから何回も嫌なことを言われたと言っている。いじめではないか」と電話があった。

このケースにおいて子どもたちの苦しみが深刻な状況にならないためには何が必要か。